防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十六号

防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第五項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「令和五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

（統計法施行令の一部改正）

第二条　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十七号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部改正）

第一条　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二項中「十五年」を「二十五年」に改める。

（東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「十五年」を「二十五年」に、「十八年」を「二十八年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十八号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第九条の三中「第十二条の三第六項（に）を「第十二条の三第七項（に）に改め、同条第一号中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の四第二項中「（無申告加算税）（同条第三項」を「又は第三項（無申告加算税）（これらの規定が同条第四項」に、「加算すべき」を「加算し、又は計算すべき」に改める。

第二十五条第四号中「又は禁止品及び」を「、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの」に、「同条第二項」を「同条第二項本文」に改める。

第六十二条の十六第一項中「第七号並びに」を削り、同条第四項第七号中「（特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。）を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。）」を削る。

第六十二条の二十七中「（同法第十九条第一項第七号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）」を加え、「同号」を「不正競争防止法第二条第一項第十号」に改める。